# 少年の居場所作りの重要性について

國學院大學法学部法律学科法律専攻4年

- 1. はじめに
- 2. 少年の居場所が必要な理由
- ユースセンターについて
- 4. 終わりに

### 1.はじめに

少年法の講義やゼミナールを通して、少年が非行に走る要因には育った環境が 強く影響することが分かり、そういった環境の改善に関心を強く持ったためである。 その環境の整備を個々の家庭や教育機関に任せるだけでは限界があり、学校・家庭・ 地域等が垣根を越えて連携することが必要だと考える。

最近では「親ガチャ」という言葉もよく聞かれるようになった。親も子を選べないが、子もまた親を選べない。ただ、親と子どもは決して対等ではない。子どもに自立心が芽生えるまでは子どもは親の一挙手一投足に支配される。親に不満や要望があっても、権力勾配ゆえに逆らえなかったり言い出せなかったりということは日常的にある。そういった子どもたちに、家庭環境が全てだと思わないでほしい。

### 2.少年の居場所が必要な理由

少年の居場所を増やし孤立を防ぐための一つとして、地域コミュニティの活性化 を挙げたい。

実際、私は小学 5 年生の時に現在住んでいるマンションに引っ越して暮らしているが、近所との付き合いがとても薄い。同じマンションに住む人と廊下ですれ違っても会釈する程度で、話をすることはない。中学からは学区外の私立の学校に通ったため、幼馴染はもちろん、近所に付き合いの深い友人も居ない。こうした状況は都市部では恐らく珍しいものではなく、もし家庭でも学校でも上手くいっていなかったら、引きこもってしまったり、あるいは非行に走ってしまったりしていたかもしれない。それ故に、繋がりを増やし居場所を見つけやすくすることが、少年にとって重要なのではないかと思う。

最近、埼玉県の条例で、子どもだけの外出や留守番を放置による虐待とする改正案が出され、物議を醸していた。改正案は、小学 3 年生以下の子どもを、ゴミ捨てなどのわずかな時間でも家などに放置することを禁じ、小学 4 年生~6 年生の子ど

もにおいても努力義務と規定していた。これに対し、SNS を中心に「子育ての現実と乖離がある」「禁止事項を守ったら生活が壊される」などと反発が広がった。オンラインの反対署名には 10 万筆以上が集まり、自民の国会議員からも批判の声が上がる事態となり、結果的には撤回された。

もちろん、この条例は現状の日本では現実的ではなく、とんでもない条例だという意見はとてもよく分かる。

しかしながら他国、例えば、アメリカでは小学生以下の子どもを 1 人で留守番を させてはいけないという認識があり、明確な年齢を示して禁じている州もある。

また香港では、12歳以下の子供を1人で留守番や外出をさせると保護者義務違反となり逮捕される。そのため子供が身分証明証を携帯し始める11歳までは学校まででも保護者やメイドを送り迎えするのが一般的のようだ。

そういった他国の状況を踏まえると、子供をなるべく1人にしないという根本的な考え方自体は、とんでもないものではないと思った。子供を1人にしないということは、それだけ親子間のコミュニケーションの機会が増えることにもなる。

ただ、今の日本では共働きが主流で、埼玉県の改正条例のようなことを義務付けるのは難しいだろう。それ故に、親だけに任せるのではなく地域全体で子どもを 1人にしないような取り組みができると良いのではないかと考えた。

例えば共働き家庭で、子どもが家の鍵を忘れてしまったら。家で仕事をしている親が家の鍵を開けてくれず入れなかったら。側から見たら「子どもが学校から帰ったが、家に入れない」という同じ状況で、実際のところの家庭の事情は分からないのである。そのため、すぐに警察や児童相談所が介入するわけにもいかない。実際に通報されることで、虐待を行なっていた親が逆上し、更に子どもが酷い目に合う可能性もある。一旦様子を見れる受け皿となれるような、いわゆる駆け込み寺のような施設があると良いのではないか。

# 3.ユースセンターについて

具体的な取り組みとしては、例えばユースセンターというものが挙げられる。ユースという名前の通り 10 代の中高生向けの放課後施設であり、家でも学校でもない、第三の居場所、安全なたまり場を目指したものだ。施設にもよるが、子どもの学習支援や食事の提供なども行われる。北欧を中心に発展しているが、日本ではまだまだ知名度も低く、数も少ない。

このユースセンターにおいて大切なことの1つ目は、子どもたちと信頼関係を築くことである。例えば、訪れた子どもが「どうしてここに来たのか」、「名前や学校、住所を教えて」などといきなり訊かれたら、家や学校に連絡されることを危惧して心を閉ざしてしまうかもしれない。まずは同じ時間、空間を共にすることで信頼しても

らうことが必要である。

そして 2 つ目は、食事の提供、勉強ができることやゲームができることなど、一見して子供にとってメリットがありそうなことを宣伝することで興味を持ってもらい、施設を訪れるハードルを下げることである。例えば、行政が「子供のための居場所を作りました、来てください」と宣伝しても、本当にそこを必要としている子は周りの目を気にして行きづらいと感じるのではないだろうか。それならば寧ろ、「ここでは食事やゲーム、勉強など好きなことができる」と宣伝することで来るハードルを下げ、誰でも気軽に訪れられるように門戸を広く開ける方が良いと考える。

日本では、現在このユースセンターは NPO 法人が主体となって運営している。 自治体や教育委員会といった行政との連携も行っており、資金面の安定化を図れる といったメリットだけでなく、子どもたちが地域に対して愛着を持ち、地域全体の振 興に繋がっている例もある。

だったら行政がメインでやれば良いではないかという意見もあるかもしれない。 しかし行政がユースセンターに関する予算を組み込んだ上で主体的に動くには、政 策目標と、そのための活動内容を含めて細かく立案する必要がある。政策目標のよ うな明確な目的性をユースセンターに求めてしまうと、先ほど述べたような子ども たちが訪れるハードルを上げることに繋がり成り立たなくなってしまう。それ故に、 現状は NPO 法人が主体となり、行政はサポートに回らざるをえない現状があるよ うに思う。

## 4.終わりに

少年を地域で孤立させないよう居場所を増やす環境作りが、少年非行を減らす ことに繋がるのではないかということを述べてきた。

ただ、ゼミナールで少年院や児童自立支援施設といった施設を訪れた際に、そうした施設に入る子どもたちは家庭環境が悪いとともに発達障害等の特性抱えてる子も多いという話を伺った。そしてそれは近年急に増えたわけではなく、特性に名前がついて可視化されるようになっただけだろうとも。適切な医療やそういった特性との付き合い方も社会全体に浸透していけば、今現在の子どもだけでなく、かつて子どもだった我々大人たちも生きやすい社会になるのではないだろうか。

## ○参考文献 -

● 埼玉県虐待禁止条例の一部を改正する条例案 [http://sakuraisuguru.jp/wp-

- content/uploads/2023/10/gi dai25 gou joureian.pdf]
- 「子供の留守番禁止、海外ではどうなの?批判相次ぐ埼玉県条例」(毎日新聞) [https://mainichi.jp/articles/20231009/k00/00m/040/14400 0c]
- 「お子さんの安全と保護者の責任について」(香港日本人学校大埔校) [http://jis.edu.hk/~jisjs/transfer-information/child-safetyand-parental-responsibilities/]
- 「子どもたちの新しい居場所を全国に!ユースセンターってどんな場所?」 (NPO 法人カタリバ)
  - [https://www.katariba.or.jp/magazine/article/interview22112 8/]

以上、全て 2024年2月15日閲覧。